

いま 部落差別って今でもあるの?



悪質化するインターネット上の差別

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現など、人権に関わる様々な問題が発生しています。最近では、特定地域を同和地区であるとした地名情報をネット上に流したり、「部落地名総鑑の原典」と称する書籍を出版しようとする事案など、差別を助長させる悪質な行為が発生しています。

土地差別調査等

土地や家を探す際に、その土地が同和地区にあるかどうか、あるいは同和地区と同じ校区にあるかどうかを調べる人がいます。2007(平成19)年には、大阪府において、マンションなどの建設予定地の立地条件を調査する際に、調査会社が周辺の同和地区的所在地などを詳細に調べ、マンションの開発業者に報告していた事案がありました。

戸籍謄本等の不正取得

調査会社などが戸籍や住民票の写しなどを大量に不正取得し、その情報を売買していた事件が、近年、相次いで、発生しています。不正取得された個人情報は、結婚や就職の際の身元調査や詐欺、ストーカー行為などに悪用される可能性もあります。このような戸籍謄本等の不正取得を防止するため、「登録型本人通知制度※」の導入が全国で進んでおり、県内では、全市町が導入しています。

※ 本人の代理人や第三者(弁護士、司法書士等の資格者)に戸籍謄本等の証明書を交付したとき、その事実を、本人に市町から通知する制度(事前登録が必要)

